

## 職業紹介士資格における有効期間及び更新制度の導入について

### 1 有効期間及び更新制度導入の趣旨・目的

現行の職業紹介士資格には有効期間の規定がなく、初回の資格取得者は取得後15年以上が経過している。この間、労働法令においては働き方改革関連法案をはじめ様々な改正が相次ぎ、またキャリアコンサルタントなど類似の資格においては、資格取得後の自己研鑽を促すため資格の更新制度を設けることが一般的になってきている。

こうした中、職業紹介士資格試験に関する規程（以下「規程」という。）第9条（認定登録者の責務）において、「認定登録者は、職業紹介士としての知識、紹介能力の維持、向上を図るため、登録後一定期間（概ね2年）経過後民紹協が実施するフォローアップ研修を受講するもの」とされているが、受講する者は限られ、また1回の受講だけでは変化に対応できないとの指摘もある。

このため、有識者などで構成する職業紹介士資格認定試験事業検討会において、オンライン方式によるフォローアップ研修を開催するなど受講しやすい環境を整備する措置を講じた上で、類似の資格制度を参考にして、職業紹介士資格に有効期間及び更新制度を導入する案（下記2参照）を提案したところ、概ね妥当との意見をいただいた。

これを踏まえて、今般、規程を改正し、有効期間及び更新制度を導入する旨を規定するとともに、講習等の案内、更新時期等の情報を確実に提供するため、認定登録者の責務として連絡先等の現況に変更が生じた場合は、遅滞なくその内容を届け出る旨を追加することとする（別紙規程参照）。

なお、資格の更新を促進するため更新手数料は無料とするとともに、改正内容の周知期間を十分取り、施行は令和4年4月1日とする。

### 2 有効期間及び更新制度の内容

#### (1) 資格の有効期間

資格認定日（資格が更新された者にあつては当該更新日）から起算して5年間

#### (2) 資格の更新

資格の有効期間内に、以下の要件を満たし更新手続きを行うこと。

更新手数料は無料とする。

#### ア 必須事項

- ① 民紹協が実施する職業紹介責任者講習の受講
- ② 民紹協メールマガジンへの登録

#### イ 選択事項

資格の有効期間（5年間）内に、以下により計5ポイント以上を取得し、更新手続きを行うこと。

- ① フォローアップ研修の受講
  - ・集合方式による場合 3ポイント
  - ・オンライン方式による場合 2ポイント
- ② 民紹協主催の各種セミナーへの参加  
(集合方式、オンライン方式ともに) 2ポイント
- ③ 民紹協主催のブロック交流会への参加 1ポイント
- ④ 民紹協主催の新春講演会への参加 1ポイント
- ⑤ 民紹協の機関誌「ひと」への寄稿 1ポイント
- ⑥ 民紹協が指定するレポートの提出 1ポイント
- ⑦ 民紹協が認定する外部団体が開催するセミナー等への参加 1ポイント

### 3 施行日

令和4年4月1日

※施行に当たっては質問等に丁寧に対応する。

### 4 その他留意事項

#### (1) 更新制度導入前の資格認定者の取扱い

更新制度導入前に職業紹介士の資格認定を受けた者については、令和4年4月1日から5年以内に、上記2の更新要件を満たし更新手続きを行うこと。

#### (2) 更新期間内に更新手続きを行わなかった者の取扱い

- ・更新期間内に更新手続きを行わなかった者の資格は消滅する。
- ・資格消滅後に新たに資格の認定を希望する者は、上記2の資格の更新要件と同一の要件を満たすことで資格の認定を受けることができる。(改めて学科試験、実技試験を受験する必要はないが、認定登録料を支払う必要がある。)

以上